

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 17 期 2023 年 9 月 1 日から 2024 年 8 月 31 日まで

2024 年 10 月 30 日作成(公衆縦覧の開始日)

監査法人名 赤坂有限責任監査法人

所在地 東京都港区元赤坂一丁目 1 番 16 号

代表者 池田 勉

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

当監査法人は、①財務書類の監査又は証明の業務、②財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務、③公認会計士試験に合格した者に対する実務補習を目的とし、2008 年 5 月 27 日に設立され、同年 6 月 24 日に金融庁に登録された有限責任監査法人であります。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は、有限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当監査法人は、監査証明業務として法定及び任意監査証明業務、非監査証明業務として各種コンサルティング業務等を行っております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

※ 2024年8月31日現在
(会計年度末日)

種類	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法、会社法監査	11社	11社
② 金商法監査	0社	0社
③ 会社法監査	12社	0社
④ 学校法人監査	0社	0社
⑤ 労働組合監査	0社	0社
⑥ その他の法定監査	43社	0社
⑦ その他の任意監査	43社	0社
計	109社	11社

(4) 非監査証明業務の状況

	大会社等	その他の会社等
対象会社等数	10社	21社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施し、高品質のサービスを提供することを目指して経営を行っております。

② 経営管理に関する措置

当監査法人は、社員全員が構成員となっている社員会を月1回以上開催し、経営管理及び業務遂行上の重要事項について意思決定を行っております。また、外部委員2名を選任し、社員会に出席して重要事項の審議・検討に関しては諮問を経て決定することとしております。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人またはその社員、従業員等について、法令違反行為その他これに準じる事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当法人または当法人があらかじめ定めた者に通報する公益通報制度を設け、運用しております。

す。

④ その他

今後の当監査法人の健全かつ継続的な成長を図るためには人材育成が重要であるとの観点から、後進に対する教育・指導にも十分な配慮を行うこととされています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めて運用しています。

また、当監査法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めて運用しています。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規締結前に、また既存の監査契約を更新するか否かの決定に関し、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めて運用しています。

また、監査契約の新規の締結及び更新は、当該判断に重要な影響を及ぼす事項として、関与先に対する独立性、関与先の規模、事業内容、財政状態及び経営成績、経営者の誠実性及び企業統治の状況、内部統制の状況、監査報酬の妥当性を総合的に評価し、その評価結果に基づいて決定しています。

③ 業務を担当する社員その他の者の選任

当監査法人は、監査業務の業務執行責任者、審査担当者等に関しては、契約リスクと各社員の能力及び過去の経験を考慮したうえでローテーション管理表を策定し、社員会の承認を得ることとしております。また、監査契約の新規の締結及び期中で契約リスクが高まった場合の業務執行責任者、審査担当者の選任に関する方針及び手続を定めて運用しています。

監査補助者に関しては知識及び経験の十分性を検討したうえで選任を行っています。

④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

当監査法人は、社員の報酬については、品質管理への貢献、能力、適性及び業績等を総合的に勘案して社員総会で決定しております。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた監査実施者を十分に確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めて運用しています。

また、当監査法人は、専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供することとしています。専門要員については、継続的専門研修制度の必要単位数を履修していることを確認しています。

ウ. その他

当監査法人は、監査業務を効率的かつ効果的に実施するためのテクノロジー資源の利用に関する方針及び手続を定めて運用しています。

⑤ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めて、判断に困難が伴う重要な事項については、必要に応じて外部の専門家等へ見解を問い合わせることとしています。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定めて、専門要員間、専門的見解の依頼者と回答者、監査責任者と審査担当者等との間の監査上の判断の相違がある場合にその解決を図っています。

監査上の判断の相違が解決されない限り、監査報告書を発行しないこととしており、最終的には品質管理担当責任者又は社員会において当監査法人としての判断を決定します。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、すべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うための方針及び手続を定めて運用

しています。審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査責任者は、審査が完了するまで監査報告書に署名をしないこととしています。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めるとともに、監査調書の管理に関して並びに監査調書の保存及び廃棄に関する方針及び手続を定め運用しています。

⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システム及び監査事務所内外への適時な情報の発信に関して、情報の取得、生成又は利用に対処するための方針及び手続を定め運用しています。

⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任及び後任となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、方針及び手続を定め運用しています。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人は、①から⑦までに掲げる事項についての責任者は社員会で選任しています。

品質管理システムに関する最高責任、品質管理システムの整備及び運用に関する責任、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任については、各品質管理責任者に割り当てており、各品質管理責任者は各役割を適切に遂行する責任を有しております。品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任は、社員会の代表者が負っています。

⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、①から⑧までに掲げる事項についての品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リス

ク評価プロセスをデザインし適用しています。

- ⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、モニタリング及び改善プロセスを定めて運用しています。当監査法人のモニタリング活動は、品質管理システムに関する日常的監視と一定期間ごとに実施する定期的な検証の組み合わせにより構成されています。

モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者に対し、モニタリング活動の内容、識別された不備に対処するための是正措置等について、品質管理システムに関する最高責任者、並びに品質管理システムの整備及び運用に関する責任者へ適時に報告する事を求め、継続的なコミュニケーションにより迅速かつ適切な措置が講じられ不備が適時に改善されることを担保しています。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は、特定社員制度を採用しておりますが、現在特定社員はおりません。

- (4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

2023 年 12 月（通常レビュー）

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人において最終的な品質管理責任を負っている代表社員池田勉が、当該措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する

る事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
11人	0人	11人

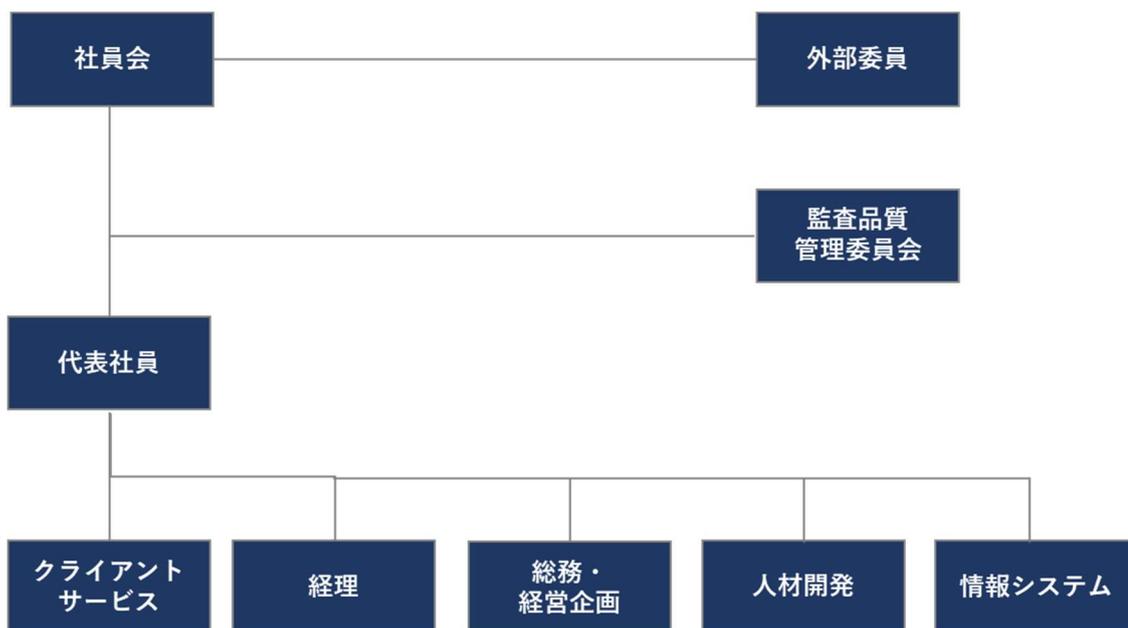
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	合計
社員会	法人の基本方針、運営方針全般についての意思決定を行う	11人	0人	11人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)	東京都港区元赤坂 一丁目1番16号	11人	0人	11人	15人

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：百万円)

	第 16 期 2022 年 9 月 1 日～ 2023 年 8 月 31 日	第 17 期 2023 年 9 月 1 日～ 2024 年 8 月 31 日
売上高		
監査証明業務	700	668
非監査証明業務	368	171
合計	1,068	839

2. 直近の二会計年度の計算書類

添付の通りです。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

添付の通りです。

4. 供託金等の額

(単位：円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	22,000,000
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	28,000,000
保証委託契約の契約金額	0
有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額 （1 事故／期間中）	

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

- ・ 群栄化学工業株式会社
- ・ 東京ボード工業株式会社
- ・ 三益半導体工業株式会社
- ・ 株式会社東京一番フーズ
- ・ 鈴与シンワート株式会社
- ・ ジェイリース株式会社
- ・ リソルホールディングス株式会社
- ・ 株式会社バイク王&カンパニー
- ・ バリオセキュア株式会社
- ・ 株式会社タカキュー
- ・ 株式会社ゲームカードジョイコ・ホールディングス

以上

計算書類

第17期

〔 自 2023年9月1日
至 2024年8月31日 〕

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 社員資本等変動計算書
- (4) 注記表
- (5) 附属明細書

赤坂有限責任監査法人

貸借対照表
(2024年8月31日現在)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
<u>資産の部</u>		<u>負債の部</u>	
<u>流動資産</u>	358,527,437	<u>流動負債</u>	89,292,663
現金及び預金	213,648,123	未払金	39,906,081
業務未収入金	132,464,849	未払費用	1,280,613
その他流動資産	12,414,465	未払法人税等	16,243,400
<u>固定資産</u>	71,454,877	未払消費税等	7,246,500
<u>有形固定資産</u>	14,121,325	預り金	16,078,644
建物	12,801,894	賞与引当金	8,537,425
建物附属設備	552,475	<u>固定負債</u>	2,305,400
器具備品	766,956	退職給付引当金	1,490,000
<u>無形固定資産</u>	634,028	その他固定負債	815,400
ソフトウェア	634,028	<u>負債合計</u>	91,598,063
<u>投資その他の資産</u>	56,699,524	<u>純資産の部</u>	
敷金及び保証金	49,116,328	社員資本	338,384,251
繰延税金資産	7,583,196	資本金	19,000,000
		利益剰余金	319,384,251
		利益準備金	3,859,999
		その他利益剰余金	315,524,252
		繰越利益剰余金	315,524,252
		<u>純資産合計</u>	338,384,251
<u>資産合計</u>	429,982,314	<u>負債・純資産合計</u>	429,982,314

損益計算書

自 2023年 9月 1日
至 2024年 8月 31日

(単位：円)

	金額	
業務収入	839,321,925	839,321,925
業務費用		
報酬給与	457,084,446	
退職給付費用	420,000	
賞与引当金繰入額	1,183,566	
福利厚生費	59,319,189	
業務委託費	120,983,225	
事務用品費	6,208,559	
通信費	5,466,806	
旅費交通費	16,978,492	
賃借料	52,728,298	
保険料	1,565,184	
減価償却費	3,863,985	
その他業務費用	46,655,662	772,457,412
営業利益		66,864,513
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,508	
雑収入	28,114,665	28,135,173
営業外費用		
雑損失	100,359	100,359
経常利益		94,899,327
特別損失		
固定資産除却損	190,518	190,518
税引前当期純利益		94,708,809
法人税、住民税及び事業税	31,599,000	
法人税等調整額	370,484	31,969,484
当期純利益		62,739,325

社員資本等変動計算書

自 2023年9月1日
至 2024年8月31日

(単位：円)

	社員資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			社員資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	19,000,000	3,480,000	256,964,923	260,444,923	279,444,923	279,444,923
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	△ 3,799,997	△ 3,799,997	△ 3,799,997	△ 3,799,997
剰余金の配当に伴う積立て	-	379,999	△ 379,999	-	-	-
当期純利益	-	-	62,739,325	62,739,325	62,739,325	62,739,325
当期変動額合計	-	379,999	58,559,329	58,939,328	58,939,328	58,939,328
当期末残高	19,000,000	3,859,999	315,524,252	319,384,251	338,384,251	338,384,251

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有形固定資産 : 定率法によっている。但し、1998年4月1日以降取得の建物及び2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法によっている。
なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。
- (2) 無形固定資産 : 定額法によっている。
なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

2. 引当金の計上基準

- (1) 退職給付引当金 : 職員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算した当期末の退職給付債務に基づき計上している。
- (2) 賞与引当金 : 職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度の支給対象期間に対応する額を計上している。

3. 収益及び費用の計上基準

- (1) 業務収入の計上基準
主要業務である監査証明業務及び非監査証明業務については、当該業務の役務提供に応じて、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足の進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 税効果会計に関する注記

会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りである。

- ・繰延税金資産 : 7,583,196円

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 : 18,567,137円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務
短期金銭債権 : 52,381,290円
短期金銭債務 : 9,767,225円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳

監査証明業務	: 667,737,369円
非監査証明業務	: 171,584,556円

2. 関係会社との取引高

業務収入	: 80,807,730円
業務委託費	: 46,458,500円
賃借料	: 3,600,000円
その他業務費用	: 2,727,400円
雑収入	: 16,776,280円

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の主な発生原因は、未払事業税、賞与引当金等である。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当監査法人は、資金運用については原則として短期的な預金等に限定している。

業務未収入金に係る顧客の信用リスクは、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りである。現金及び預金、業務未収入金、未払金、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから注記を省略している。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	49,116,328	49,094,764	△ 21,564

(注) 金融商品の時価の算定方法

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間及び国債の利回り等適切な指標に基づき割り引いた現在価値により算定している。

VII. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記3. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建物	13,359,639	-	-	557,745	12,801,894	3,633,385	16,435,279
	建物附属設備	644,506	-	-	92,031	552,475	1,382,086	1,934,561
	器具備品	1,405,887	1,241,397	190,518	1,689,810	766,956	13,551,666	14,318,622
	計	15,410,032	1,241,397	190,518	2,339,586	14,121,325	18,567,137	32,688,462

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
無形固定資産	ソフトウェア	1,042,352	-	-	408,324	634,028	1,407,594	2,041,622
	計	1,042,352	-	-	408,324	634,028	1,407,594	2,041,622

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	7,353,859	8,537,425	7,353,859	-	8,537,425
退職給付引当金	1,210,000	420,000	140,000	-	1,490,000

3. 販売費及び一般管理費の明細（業務費用科目別）

（単位：円）

科目	内訳	金額	
報酬給与			
	報酬給与	399,467,522	
	賞与	57,616,924	457,084,446
退職給付費用			
	退職給付費用	420,000	420,000
賞与引当金繰入額			
	賞与引当金繰入額	1,183,566	1,183,566
福利厚生費			
	法定福利費	58,515,786	
	福利厚生費	803,403	59,319,189
業務委託費			
	業務委託費	120,983,225	120,983,225
事務用品費			
	事務用品費	6,208,559	6,208,559
通信費			
	通信費	5,466,806	5,466,806
旅費交通費			
	旅費交通費	16,978,492	16,978,492
賃借料			
	賃借料	52,728,298	52,728,298
保険料			
	保険料	1,565,184	1,565,184
減価償却費			
	減価償却費	3,863,985	3,863,985
その他業務費用			
	租税公課	828,596	
	水道光熱費	1,423,941	
	清掃費用	1,368,000	
	支払手数料	18,992,771	
	交際費	2,517,237	
	新聞図書費	505,425	
	研修費	160,696	
	諸会費	8,145,357	
	会議費	516,036	
	保管費	392,850	
	雑費	11,804,753	46,655,662
合計			772,457,412

計 算 書 類

第 16 期

〔 自 2022年 9 月 1 日
至 2023年 8 月 31 日 〕

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 社員資本等変動計算書
- (4) 注記表
- (5) 附属明細書

赤坂有限責任監査法人

貸借対照表
(2023年8月31日現在)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
<u>資産の部</u>		<u>負債の部</u>	
<u>流動資産</u>	408,298,947	<u>流動負債</u>	198,685,735
現金及び預金	323,103,024	未払金	100,237,353
業務未収入金	85,195,923	未払費用	1,103,079
		未払法人税等	29,948,000
<u>固定資産</u>	71,857,111	未払消費税	49,994,000
<u>有形固定資産</u>	15,410,032	預り金	10,049,444
建物	13,359,639	賞与引当金	7,353,859
建物附属設備	644,506	<u>固定負債</u>	2,025,400
器具備品	1,405,887	退職給付引当金	1,210,000
<u>無形固定資産</u>	1,042,352	その他固定負債	815,400
ソフトウェア	1,042,352	負債合計	200,711,135
<u>投資その他の資産</u>	55,404,727	<u>純資産の部</u>	
敷金及び保証金	47,451,047	社員資本	279,444,923
繰延税金資産	7,953,680	資本金	19,000,000
		利益剰余金	260,444,923
		利益準備金	3,480,000
		その他利益剰余金	256,964,923
		繰越利益剰余金	256,964,923
		純資産合計	279,444,923
資産合計	480,156,058	負債及び純資産合計	480,156,058

損益計算書

自 2022年 9月 1日

至 2023年 8月 31日

(単位：円)

	金額	
業務収入	1,068,886,097	1,068,886,097
業務費用		
報酬給与	624,653,761	
退職給付費用	1,690,000	
賞与引当金繰入額	7,353,859	
福利厚生費	79,201,890	
業務委託費	115,780,533	
事務用品費	11,524,912	
通信費	7,420,263	
旅費交通費	24,549,144	
賃借料	50,973,439	
保険料	5,293,070	
減価償却費	4,793,003	
その他業務費用	58,040,325	991,274,199
営業利益		77,611,898
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,865	
その他営業外収益	29,244,512	29,246,377
営業外費用		
雑損失	18,811,867	18,811,867
経常利益		88,046,408
税引前当期純利益		88,046,408
法人税、住民税及び事業税	30,711,600	
法人税等調整額	△ 1,264,337	29,447,263
当期純利益		58,599,145

社員資本等変動計算書

自 2022年9月1日
至 2023年8月31日

(単位：円)

	社員資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			社員資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	14,000,000	3,200,000	201,445,778	204,645,778	218,645,778	218,645,778
当期変動額						
社員出資金増加	5,000,000	-	-	-	5,000,000	5,000,000
剰余金の配当	-	-	△ 2,800,000	△ 2,800,000	△ 2,800,000	△ 2,800,000
剰余金の配当に伴う積立	-	280,000	△ 280,000	-	-	-
当期純利益	-	-	58,599,145	58,599,145	58,599,145	58,599,145
当期変動額合計	5,000,000	280,000	55,519,145	55,799,145	60,799,145	60,799,145
当期末残高	19,000,000	3,480,000	256,964,923	260,444,923	279,444,923	279,444,923

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有形固定資産：定率法によっている。但し、1998年4月1日以降取得の建物及び2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法によっている。
なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。
- (2) 無形固定資産：定額法によっている。
なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

2. 引当金の計上基準

- (1) 退職給付引当金： 職員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算した当期末の退職給付債務に基づき計上している。
- (2) 賞与引当金： 職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度の支給対象期間に対応する額を計上している。

3. 収益及び費用の計上基準

- (1) 業務収入の計上基準
主要業務である監査証明業務及び非監査証明業務については、当該業務の役務提供に応じて、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引と判断しており、履行義務の充足の進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識している。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 税効果会計に関する注記

会計上の見積りにより当会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りである。

- ・繰延税金資産：7,953,680円

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額：22,182,684円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務
短期金銭債権：29,746,166円
短期金銭債務：80,101,794円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳

監査証明業務	: 700,000,281
非監査証明業務	: 368,885,816

2. 関係会社との取引高

業務収入	: 262,740,505
業務委託費	: 34,028,725
賃借料	: 3,600,000
その他業務費用	: 500,000
その他営業外収益	: 16,302,560

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の主な発生原因は、未払事業税、賞与引当金等である。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当監査法人は、資金運用については原則として短期的な預金等に限定している。

業務未収入金に係る顧客の信用リスクは、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りである。現金及び預金、業務未収入金、未払金、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから注記を省略している。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	47,451,047	47,243,454	△ 207,593

(注) 金融商品の時価の算定方法

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間及び国債の利回り等適切な指標に基づき割り引いた現在価値により算定している。

VII. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記3. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形固定資産	建物	13,917,384	-	-	557,745	13,359,639	3,075,640	16,435,279
	建物附属設備	736,537	-	-	92,031	644,506	1,290,055	1,934,561
	器具備品	2,235,094	1,373,112	-	2,202,319	1,405,887	17,816,989	19,222,876
	計	16,889,015	1,373,112	-	2,852,095	15,410,032	22,182,684	37,592,716

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
無形固定資産	ソフトウェア	557,048	824,887	-	339,583	1,042,352	2,231,570	3,273,922
	計	557,048	824,887	-	339,583	1,042,352	2,231,570	3,273,922

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	15,702,287	7,353,859	15,702,287	-	7,353,859
退職給付引当金	4,070,000	290,000	800,000	2,350,000	1,210,000

3. 販売費及び一般管理費の明細（業務費用科目別）

（単位：円）

科目	内訳	金額	
報酬給与			
	報酬給与	480,351,345	
	賞与	119,572,416	
	退職金	24,730,000	624,653,761
退職給付費用			
	退職給付費用	1,690,000	1,690,000
賞与引当金繰入額			
	賞与引当金繰入額	7,353,859	7,353,859
福利厚生費			
	法定福利費	78,252,940	
	福利厚生費	948,950	79,201,890
業務委託費			
	業務委託費	115,780,533	115,780,533
事務用品費			
	事務用品費	11,524,912	11,524,912
通信費			
	通信費	7,420,263	7,420,263
旅費交通費			
	旅費交通費	24,549,144	24,549,144
賃借料			
	賃借料	50,973,439	50,973,439
保険料			
	保険料	5,293,070	5,293,070
減価償却費			
	減価償却費	4,793,003	4,793,003
その他業務費用			
	租税公課	691,853	
	水道光熱費	3,877,607	
	清掃費用	1,641,480	
	支払手数料	25,986,173	
	交際費	2,252,133	
	新聞図書費	3,234,201	
	研修費	183,128	
	諸会費	9,918,129	
	会議費	297,288	
	保管費	1,142,650	
	雑費	8,815,683	58,040,325
合計			991,274,199

独立監査人の監査報告書

令和5年10月20日

赤坂有限責任監査法人

代表社員 池田 勉 殿

養和監査法人

東京都中央区

指 定 社 員

公認会計士 高野 寧績

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、赤坂有限責任監査法人の令和4年9月1日から令和5年8月31日までの第16期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、赤坂有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相

違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、監査は、試査を基礎として行われ、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

利害関係

赤坂有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上